



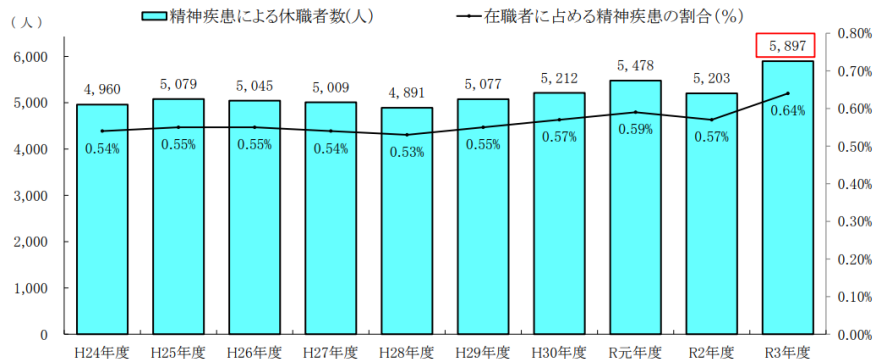
今月号の
テーマ

☆ 教職員の健康及び福祉の確保

過去最多！(5,897人) R2年度から694人増加

※資料引用「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」より

教育職員の精神疾患による病欠休職者数の推移(平成24年度～令和3年度)



心の病等で休職する若手教員が増える中、悩みや心の不調にいち早く気づける環境作りで学校で取り組んでいる。本県では、長時間勤務教員に対する**産業医の面談指導**や先輩教員が若手に助言する「**メンター制度**」を実施し、**教員のメンタルヘルス対策**を進めている。

全員で働き方改革に取り組む風土を！

各学校での取組好事例

「衛生委員会」に学校産業医も参画。職場環境改善に対し、指導・助言
(※校内教職員の勤務時間一覧を参考資料とし、職員室など職場環境を視察)
⇒「**衛生委員会通信**」を発行し、情報共有
⇒校内研修等で業務改善計画や管理職への提言を作成。

「**子供たちのためであればどんな長時間も良しとする**」という働き方
⇒教師が疲弊していくのであれば、それは「**子供のためにならない**」。

令和4年度から新規採用の教職員向けに訪問カウンセリングを実施！(福利厚生課)

メンタル不調を未然に防止するため、今年度、新規採用教職員に加え、採用2年目に対するカウンセリング事業を実施しており、対象者の方が実施しやすいよう、場所や日時を選ばないオンラインによるカウンセリングを行うなど、その充実を図っています。

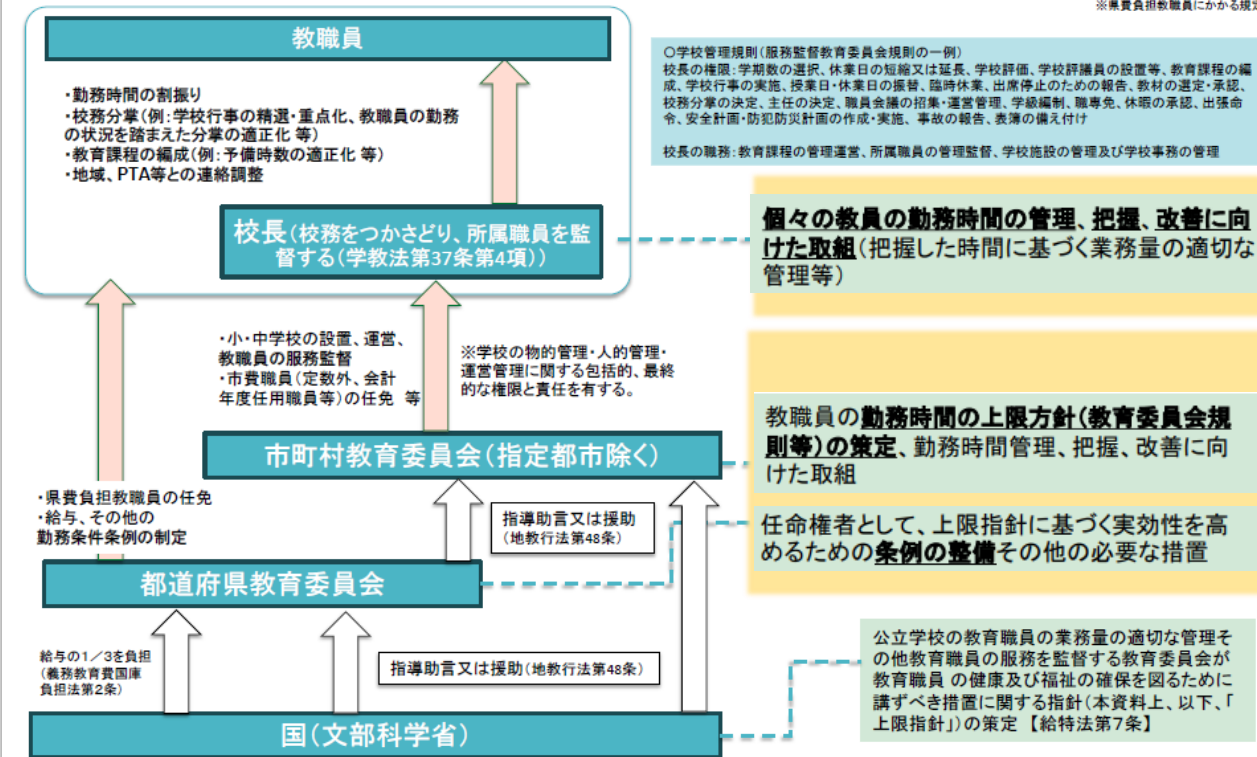
「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義。

<上限時間> ① 1か月の時間外在校等時間**45時間以内** ② 1年間の時間外在校等時間**360時間以内**

教育職員の勤務条件及び健康確保を図るために講ずるべき措置に関する各主体の権限
※資料引用「質の高い教師の確保特別部会(第5回)」会議資料より

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることとされ、**県費負担教職員の場合、都道府県の条例で定めるところとされている。**その上で、勤務時間の割振りをはじめとする**教職員の服務監督は市町村教育委員会が行うこととされている。**

※県費負担教職員にかかる規定



教職員・・・勤務時間意識した働き方の実践、ICTを活用した業務の積極的省力化
管理職・・・教職員の勤務時間の把握、長時間勤務に対する改善支援